

令和5年度定期監査について、横手市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和6年 3月29日

監査報告書に基づき措置を講じた事項

種類 令和5年度 定期監査（第2期）

期日 令和5年9月1日（金）～令和6年1月29日（月）

令和4年度（令和4年10月1日から令和5年3月31日まで）、令和5年度（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

スポーツ振興課、生涯学習課、雄物川小学校、大森小学校、大雄小学校、山内小学校、
横手明峰中学校

| 報告対象 課室所等 | | 指摘・要望事項 | 措置を講じた事項 |
|--------------|---------|---|---|
| 教育委員会事務局 | スポーツ振興課 | 1 財産管理 年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付になっていない。 | 1 財産管理 行政財産使用許可手続きを再確認し、課内でチェックを徹底します。適正かつ速やかに処理します。 |
| | 大森小学校 | 1 服務事務 年次有給休暇請求票の記載に不備がある。 | 1 服務事務 指摘事項を改善し、今後適正な服務事務に努めます。 |
| | 山内小学校 | 1 施設管理 消防設備等点検時の不良箇所を改善していない。 | 1 施設管理 不良箇所を改善し、今後適正な管理に努めます。 |
| | 横手明峰中学校 | 1 服務事務 年次有給休暇請求票の記載に不備がある。 | 1 服務事務 指摘事項を改善し、今後適正な服務事務に努めます。 |